

## イベント等における食品の取り扱いについて

イベントなどでは臨時的で簡易な設備での調理加工のため、安全に提供できる品目によって提供を認めています。品目により営業許可（飲食店営業（臨時または仮設））や営業届が必要となります。

以下の例や条件に当てはまらない食品を取り扱う予定の場合は、早めに管轄の保健所へご相談ください。

業種	イベント等で提供できるもの	
	食品の例	条件など
<b>営業許可</b> 飲食店営業 （臨時） （仮設）	たこ焼き、イカ焼き、はし巻き、フランクフルト、焼きそば、おでん、から揚げ、焼鳥など 蒸し饅頭、フルーツ飴、回転焼き、ベビーカステラなど	簡易な調理加工により提供できる食品で、 <u>提供する直前に十分に加熱されたもの。</u>
	かき氷 ※自家製氷の使用は不可	<u>市販品の氷</u> を原料とし、密閉構造の自動削氷又は自動砕氷機を使用したもの。
	アイスクリーム類（小分け）	ディッシャーなどで市販品をつぎ分けたもの。
	ソフトクリーム	殺菌液状ミックスを使用し、全自動の機械で製造したもの。
	コーヒー、紅茶等の飲料、生ビール（ビールサーバー）、アルコール類 ※自家製氷の使用は不可	<u>市販品</u> を注ぎ分けたもの。 簡易な調理加工により提供できる飲物で <u>提供する直前に十分に加熱されたもの。</u>
<b>営業届</b> その他の食品製造業、弁当販売業等	ポップコーン、焼きとうもろこし、焼き芋、甘栗、綿菓子など	農産物を簡易加工したものなど。（焼く、蒸す、茹でるなど） ※味付けは不可。
	弁当、パン、漬物等期限の短い食品の販売 要冷蔵・要冷凍品の販売	<u>許可施設で製造したもの。</u> 包装したものには <u>表示が必要。</u>
不要	常温で日持ちする包装済み食品 缶、瓶、ペットボトルの飲物など	市販品を開封せずに販売。

※臨時営業や仮設営業の許可施設では、1つの営業許可あたり原則1品目しか取り扱えません。

※衛生上のリスクが高い、おにぎり、ちらし寿司、スムージー、生絞りのジュースなどの調理提供はできません。

※営業場所で食材をカットすることはできません。

※仕入れた食品をそのまま販売するだけでも、食品によっては届出が必要です。また、食品表示（名称、賞味期限、保存方法等）も必要です。

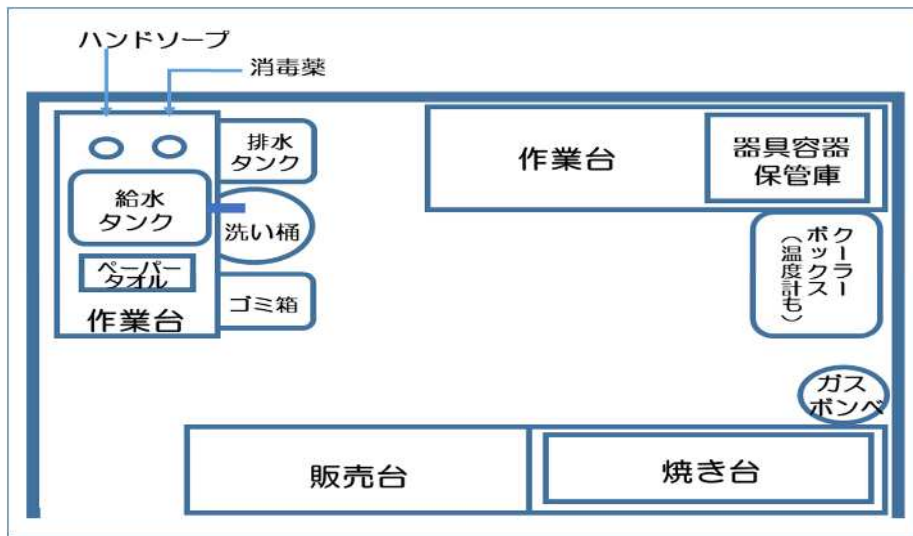
（裏面へ続く）

○臨時営業と仮設営業について

	臨時営業	仮設営業
許可期間	イベント出店期間のみ (2週間を限度とする)	5年間
営業場所	限定された場所(祭り会場内等)	北九州市内一円
手数料	2,300円/件	新規:8,000円/件 (更新:6,000円/件)
申請手続きについて	事前申請 →保健所、区役所(小倉北、八幡西除く) ※当日申請はできません。	事前申請(設備一式要持込) →保健所のみ ※当日申請はできません。

○仮設営業・臨時営業の施設基準について

【例】



<input type="checkbox"/> 風雨を防ぐことができる構造 (三方幕付きテント) <input type="checkbox"/> 給水タンク(コック付き) <input type="checkbox"/> 排水タンク <input type="checkbox"/> 冷蔵(冷凍)設備 (クーラーBOX等)および温度計 <input type="checkbox"/> 器具・容器の保管ケース (フタ付きのプラスチックケースなど)	<input type="checkbox"/> フタ付きのゴミ箱 <input type="checkbox"/> 洗い桶(器具類洗浄用) <input type="checkbox"/> ハンドソープや消毒薬 (アルコールスプレーなど)  ※かき氷:密閉式で自動式の削氷器を使用。 ※アイスクリームの小分け:ディッシャーはこまめに消毒
--	---

☆☆ その他ご不明な点は、管轄の保健所にお問い合わせ下さい！ ☆☆

担当地区	保健所	連絡先
門司・小倉北・小倉南	東部生活衛生課 食品衛生係 北九州市小倉北区馬借一丁目7-1	093-522-8728
若松・八幡東・八幡西・戸畑	西部生活衛生課 食品衛生係 北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3	093-642-1818

消火器の設置などは管轄の消防署へ